

特許法35条：日本の創造的技術の競争力に対する新たな障害



ピーター・シェクター*
山崎友宏** (訳)

抄録 筆者は、米国ではあり得ない巨額の発明対価請求の訴訟事件に興味深く追跡してきた。日本の大手新聞や中村教授のコメントも精査し、米国の視点から、真実に反するコメントが流布された事実を指摘した。日本の専門家、識者の的を射た見解も検討、引用した。特許法35条の改正案は、一時しのぎの不完全なもので、問題点を指摘し、問題解決への提言も試みた。特に、日本の特許法は会社側と従業者間の契約、勤務規則は法的に有効であると認め、日本の裁判所によって尊重されるべきと考える。米企業では、有能な研究者、技術者がより良い待遇と報酬を求めてどう対応しているのかその具体像も描いた。米国では、高額報奨金を手にするのは、リスクに挑戦する起業家であって、会社に勤める従業者ではない。結論を言えば、特許法35条は、日本の今後の技術競争力強化にブレーキをかける新たな障害物と考える。

目次

1. はじめに
2. 問題の経緯
3. 日本モデルのどこが間違っているのか？
4. 特許法35条の問題
5. 問題の解決
6. 結語

1. はじめに

今年は年初から、東京地方裁判所と東京高等裁判所の判決によって、日本特許法35条3項が、全ての研究者、企業経営者、法学者にとって全く想像もしなかったような仕方で、現実に威力を発揮し始めてきた。日本の裁判所は、全く信じられない高額な発明対価を、企業の元従業者である米沢成二氏（日立製作所）、成瀬昌芳氏（味の素）、中村修二氏（日亜化学工業）へ支払うよう命じ、さらに、長年存在してきた会社の社内規定と勤務規則を無視すると宣言した。

この異常な訴訟事件により、企業活動の中で、このリスクが予測不可能な状況の中で、日本特許庁は35条の改正案を作成し、その改正案は小泉内閣によって承認され、国会に提出された。しかし、この改正案は、同法の意義と運用にあたり真の変革をもたらすことに失敗したと、企業の研究者と経営者の両陣営は、痛烈に批判している。

同時に、従業者に対する驚くほど高額な報奨金支払い命令の判決は、遂に特許法35条のあり方と日本の裁判所の現在の法的解釈とその運用について一般世論の論議にも火をつけている。東京大学の知的財産法専攻の玉井克也教授は、日本の報奨金システムは、今後何が起こるか全く予測不可能だと、非常に憂慮している。

日本のシステムは、本当におかしいのである

* 米国特許弁護士 Peter C. SCHECHTER
** Darby & Darby P.C.法律事務所(米国)
Tomohiro YAMAZAKI

うか？ 変革を必要としているのであろうか？
もしそうであれば、どう変革すべきか？ 特許法35条の目的は何か？ この法は日本の利益に役立つのか？ 現在解釈されている特許法35条は、発明を奨励してくれるのであろうか？ あるいは、特許法35条は、グローバルな研究開発の市場で勝ち抜くための日本の競争力に深刻な障害となるのであろうか？

本稿は、米沢氏、成瀬氏、中村氏の三氏が発明報奨金に対する巨額の請求をした訴訟事件を提起した時から最近情勢まで、注意深く追跡し検討してきた米国の一特許弁護士の見解である。筆者の見解では、現在解釈され運用されている特許法35条は、創造的技術分野での日本の今後の競争力に深刻な障害になるであろうと判断している。

2. 問題の経緯

日本情勢を入手してきた米国の一特許弁護士にとって、次のような事態が発生していることに注目している。まず、優れた弁護士団によって支援された企業の元従業者らが、以前予想もしていなかった手法で、80年前に施行された特許法35条を活用しようと決心した。即ち、元従業者らによってなされた発明を包含する会社所有の特許権によって、彼らは過去に得た会社の利益プラス将来取得する会社の利益を使用者と実質的に利益分配することを元勤務していた会社に要求した。

その際、元従業者である原告側は、下記のように主張を展開して世論を誤解させるマスコミ広報活動を展開した、と筆者は考える。

- (1) 研究者らは、アメリカや欧州の研究者らと同じように、対等の処遇を希望しているに過ぎない。
- (2) 前使用者による処遇は、1980年代後半と1990年代後半における、世界における日本技術の競争力低落の基本的内在的原因とな

った²⁾。

このマスコミ広報活動は成功し、特に、中村教授は卓越した日本技術の再生者として英雄となった。

次に、日本の大手マスコミは、“企業の有能な研究者は、米国ではもっと高額な報酬を受けている”というメッセージを繰り返し報道したが、筆者はこの基本的前提は、端的に言って真実ではないと主張し、日本のクライアントの皆様にもそう伝え始めた。中村氏でさえ、“米国には特許法35条3項と4項に匹敵する法は存在せず、発明者に対する報奨金は少ない”と最終的には認めている³⁾。同氏のこの発言は、彼のそれ以前の発言と矛盾していたが、日本のマスコミはこの矛盾を全く無視した。

一方、2002年7月3日、小泉内閣の知的財産戦略推進会議は、“知的財産戦略大綱”を発表し、日本は“知的財産立国”となるべき、と明言した。当時、成瀬氏、米沢氏、中村氏の三氏の訴訟は係属中で、その間に同戦略推進会議は、経済産業省に対し、特許法35条は改正すべきかどうか、また“社会情勢の変化を考慮して同条文改正の方向”を検討するように指示した⁴⁾。

そして、今年(2004年)1月から、日本の裁判所は、成瀬氏、米沢氏、中村氏への驚くほど高額の発明対価支払い命令の判決を下した⁵⁾。

中村氏、成瀬氏と彼らの弁護団は、米国や欧州の会社の研究者はこのような高額の発明対価を手にしたことはかつてなかったことを認識すると、外国の研究者、技術者と同等の処遇を求める従来の主張は取り止めてしまった。このような比較は、米国や欧州の視点から見れば、全く論理的意味がないのだが、日本の一般世論は、彼らの主張は正しいとばかり信じていたようである。従来の主張を撤回した彼らは、日本の“優れた研究者”は、“スポーツ選手のスターと同じように賞賛されるべし”⁶⁾と今度は主張し始めた。日本企業の研究者は、米国や欧州の研究者

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

と同等の待遇にすべしとの主張は、もはや説得力はなかった。

東京地裁と東京高裁の発明対価認定の判決に直面して、日本産業界の指導者、経営者と大手新聞の論説者、編集者らは、深刻に憂慮するコメントを出し始めた。経団連の渡辺 誠氏は、英国の The Financial Times に対し、“もしこのまま展開して行くと、プロダクトの製造のための R&D 投資、利益を得て再び R&D 投資を行う企業のサイクルは、もはや通用しなくなると企業は憂慮している”と述べている⁷⁾。キヤノン顧問の丸島儀一氏は、おそらく日本の産業界のリーダーとして始めて特許法35条問題について勇敢に批判し、中村判決以降は、技術者、研究者は商業的成功に直接結び付かない研究活動はしたくないと言い出すであろうとコメントした。その他の識者は、中村判決に見る高額報奨金支払いは、日本での外国企業（さらに日本国内企業でさえ）の研究開発投資の終焉になるであろうとコメントした⁸⁾。

かかる情勢の中で、日本政府は、産業界からの批判に対処するため、特許法35条の改正案の制定に向けて急ピッチで動き始めた。しかし、この改正案は、2002年7月発表の知的財産戦略大綱の目標を反映させることに完全に失敗している。東京大学の玉井教授は、特許法35条改正案について、“企業にとっても研究者にとっても悪いところ取りの改正”と厳しく批判した⁹⁾。日本知的財産協会専務理事の宗定 勇氏は、今後の見通しについて、“訴訟件数が減ることはないであろう”と暗い見通しを語っている¹⁰⁾。

3. 日本モデルのどこが間違っているのか？

東芝の元研究員で東北大学の舛岡教授は、「日経ビジネス」誌との最近のインタビューで、企業内部の古い経営構造と考え方は、技術志向の日本企業が画期的な新技術の製品化を認識し、

開発資金を投下する能力に欠けていると厳しく批判した¹¹⁾。舛岡教授の見解を単純に無視はできない。日本の大手新聞の社説は、現状を次のようにコメントしている。“日本の産業界は、創造的活動を激励し報奨する積極的姿勢に欠けている。この姿勢は日本の代表的企業の役員室に今なお浸透しており、技術者／研究者の頭脳と能力についての客観的評価はほとんど確立されていない”¹²⁾。

今なお、日本企業の経営の多くの局面で、伝統的な雰囲気が残っているのは、真実なのかもしれない。この伝統的雰囲気とは、個々の従業者は、会社への忠誠や献身ぶりと比較して、殆ど権利を持っていないということなのであろう。創造的研究に対する報奨金又は奨励金に関して見ると、日本企業の研究者は、特許権の会社への譲渡に際し、米沢判決までは数百万円以上の報奨金を受け取ったことはなかった。発明者報奨金の訴訟が進行する状況下で、島津製作所の田中耕一氏が、2002年のノーベル化学賞を受賞後、会社より1千万円の報奨金を受けたにすぎなかった。

それでは、次の質問にズバリ回答したい。従業者へ的高額報奨金の支払いは、米沢氏、中村氏、舛岡氏によって提起された問題への完全又は部分的な回答になるのであろうか？ 筆者の回答は、明らかに、ノー “No” である。

4. 特許法35条の問題

特許法35条3項と4項及び日本の裁判所のその運用には、いくつかの深刻な問題点があることを指摘したい。

まず、第一に重要な問題は、この条文が今後どのように適用されて行くのか、その見通しを予測することが全く不可能ということである。例えば、米沢判決では、裁判所は企業の既存の職務発明と報奨金の社内規定を考慮せず、かか

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

る会社の方針と規定に従う義務を負うべきでない」と判断した。もしそれが真実であれば、会社はそれでも職務発明規定を作成すべきなのか？もちろん、会社が採用実施するこの種の方針には、いくつか制限があるべきである。任意の自由裁量による会社方針と社内規定は許されるべきでない。しかしながら、会社は、適切な方針と勤務規則を創り出す権利を持つべきであり、日本の裁判所でその方針と勤務規則を法的に行使できる立場にすべきである。米国知的財産法を専門とする多数のアメリカ人法律家の視点から見れば、日本特許法は、会社側と従業者間の契約と勤務規則は法的に有効であると認め、そのことが日本の裁判所によって尊重されるように補正されるべきである。米国の裁判所では、上述の雇用契約書と勤務規則は、法的に有効であると判断している。

特許法35条の第二の問題点は、特許法35条の3項と4項の規定を遡及的に適用する点である。全ての企業は、ビジネスを成功繁栄させるため、予算と諸費用を合理的に立案し予測できるようにしておかなければならない。もし裁判所がある成功したプロダクトに対する収益を過去に遡って自由自在に変更するならば、将来の収益に対する計画見込みは完全に挫かれてしまう。さらに、従業者への報奨金をすぐに支払い出来ないような時に、裁判所が報奨金支払い判決を下すかもしれない。かくて、過去に成功したプロダクトの販売で大きな収益をあげ、現時点では、苦しい財政上の問題を抱えている会社は、過去の収益の一部が、原告である元従業者に支払われるならば、由々しい損失を受けることになるであろう。

米沢氏、中村氏の両判決で明確になったように、特許権を所有する会社は、発明がなされてから相当の年数を経て発明者へ相応の対価を支払わなければならない。この種の不確定な支払

いは、正確性を要求される企業の財務担当者にとっては全く予測不能な事態である。東京地方裁判所は、青色LED特許の将来の価値を計算した事実を考慮すると、中村教授への報奨金は、万一日亜化学工業が中村特許の故意の侵害者であると認定された場合に支払う金額より大きいことが、容易に想像できるであろう。もしそう仮定すれば、少なくとも日亜化学工業は侵害活動を辞め、侵害に伴う資金上の負担の回避に努めるであろう。

さらに、日亜化学工業が青色LED特許を明日にでも無償で他の企業に供与すると決定したならばどうなるであろうか？特許権は直ちに無価値となり、将来の価値も見込んだ200億円の対価を裏付ける事実上の根拠は消えてしまうであろう。さらに、中村発明の青色LED特許に取って代わる、より効果的・低廉な技術が明日にでも発表された場合、彼の特許は事実上無価値となるであろう。仮定の話ではあるが、日亜化学工業は中村氏への支払い金の一部の返還を求める権限はあるであろうか？もしそうであれば、その法的根拠はどこにあるのか？もし中村氏への支払いが全て完了していたらどうなるであろうか。いままで無視されてきたいくつもの厄介で深刻な疑問が次から次へと吹き出てくる。

ある特許に係るプロダクトが商業的に成功し企業の収益に貢献した場合、その特許の貢献度を確実な数値で検証することは殆ど不可能であろう。日本の裁判所は、従業者発明の企業への貢献度について次のように認定している。味の素-95%、日亜化学工業-50%、日立製作所-80%¹³⁾。これらの数値については、大いに論争すべきであり、はなはだ疑問である。同じ情報データを基に分別のある別人が計算すれば、全く違った数値に到達することは間違いない。キヤノン顧問の丸島氏の次のコメントは適切だ。“例えば、IT（情報技術）分野の製品は、数百、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

数千もの発明で成り立ち、多くの研究者がかかわっている。その対価をいちいち計算することは不可能だ”¹⁴⁾。

したがって、従業者の受ける“相当の対価”は、その期限を従業者の発明の時点又はその後の一定の年月に限り、何年間も先にまで遡及させないようにすべきだ。こうすれば、企業の財務の計画立案に不確定要素はなくなる。

第三の問題点は、最も重要であると思うが、特許法35条は日本企業の技術競争力に否定的効果をもたらすと判断する。端的な例で説明する。競争力のあるプロダクトを販売している二つの会社がある。一つは日本の会社。もう一つは、アメリカの会社。二社とも、そのプロダクトに係る特許権を所有している。日本の会社は、特許法35条に基づく原告訴訟が成功して、かなり高額な相応の対価の支払いを余儀なくされ、当然ながら製品価格にそのコストを上乗せしなければならない。アメリカの会社は、相応の対価を負担する必要はない。しかし、日本の会社は、価格を上げたのでは、米企業に勝てない。そこで、日本企業は米企業と同等の価格に据え置く。しかし、日本企業の収益率は、米企業に劣り、競争力低下は必至だ。

さらに、R&D 研究所を設立するための資金、研究者・技術者と管理部門の要員の給与の支払い、特許取得のための一切の経費(R&D の努力が商業的成功に結び付く保障は全くない)に喜んで資金を投じてくれる金融機関と投資家を確保しなければならない。R&D 活動の大半と特許権の大半は、商業的成功に直接すぐに結び付かないことは、衆目の認めるところである。R&D 活動は、今まで手がけていない分野を探し出し、何をすべきかを明確にすることだ。一方、企業側は、商業的に成功した少数の製品の売り上げで得た利益を基にして、失敗するかもしれない R&D 活動に資金を投じて行かなければな

らない。経団連の環境・技術本部開発グループ長の渡辺氏が予測しているとおおり、巨額の発明対価が認められるならば、企業の R&D 投資のサイクルは、もはや機能しなくなるであろう。中村判決以降、渡辺氏の予測は疑いもなく現実味を増してきたようだ。

日本で活動する外資系の企業が、日本企業を含めて、経済上のコスト上昇の見地から、R&D センターの拠点を外国に移転する可能性は十分にあり得る。日本でビジネスを展開する企業が将来何時、高額な発明対価支払いを余儀なくされるか分からない国で、R&D 活動に資金を投下する必要はないであろう。敏感な投資家は、米国や韓国、中国やオーストラリアの会社に R&D 資金を投下した方が有益と考えるであろう。これらの国々では、会社の利益は会社に帰属するからである。外資系企業を含めて、いかなる企業も特許法35条に基づく発明対価訴訟に巻き込まれたくない。この不毛な訴訟を回避するためには、R&D センターの拠点を外国に移転した方が合理的と考えるであろう。

東京高裁の米沢判決では、特許法35条の法的意図は、特許を受ける権利は従業者に帰属するとの理解に従い、使用者と従業者の利害のバランスを取ることにあると判断している。また、特許法35条は強行法規であると判断している。しかし、この判決のどこにも、日本の技術競争力を奨励するための目的についての言及もなければ、有能な研究者、技術者に対する真のインセンティブを創る目的についての言及もない。おそらく、東京高裁は、特許法35条は個々の従業者を使用者から防衛することだと判断したに違いない。多分、裁判所は、特許法35条問題を、日本のこれからの技術競争力強化の見地から考えていないであろう。とすれば、知財立国を目指す日本のビジョンとは合致していない。特許法35条は、日本が目指す今後の目標の障害になるであろう。

5. 問題の解決

3月15日号の「日経ビジネス」誌上で、東芝幹部は、“株主、会社、研究者、その他の社員という全ての関係者が納得できるような論議が必要だ”と述べている。個々の従業者／研究者と利益を折半するという考え方では、何ら問題解決にならない。1960年代、米国議会は次に挙げる多くの問題点を認識した後に、従業者に対する報奨金の義務的支払いを拒絶した。

- (1) 報奨金の支払いは、一企業内の技術者、研究者の間に否定的な超競争心の雰囲気を作り出す可能性がある。
- (2) 研究者は他の同僚に必要とされる情報を知らせず自己の情報として保持することに専念してしまう可能性がある。
- (3) 研究プロジェクトのマネージャーは、研究開発要員の不平等な職務配分をしてしまう可能性がある。
- (4) 研究者は商業的に成功が見込まれる研究開発にのみ関心を持ち、それ以外の開発プロジェクトに参加する意欲を無くしてしまう。
- (5) 発明者報奨金制度は、金銭的な価値の評価であり、その計算は極めて複雑で、企業経営にとっては負担となる。

以上と同じような憂慮し心配する意見が、今回の相次ぐ判決の後に日本ビジネス界で広まりつつある。日本とアメリカとでは、社会的・経済的環境が極めて異なる。米国では、自らリスクを取り、その結果成功する人を報奨する根強い文化がある。この文化は社会システムによって支援されており、起業家精神がその基本的な牽引力となる。起業家精神とは、新しいビジネスや仕事を組織し、経営し、そのリスクを十分に想定できる起業家の魂であり、アメリカ市民は、起業家が成功した暁には、豊かに報いられ

ると十分に理解している。

一般的に言えば、このアメリカ流システムを支える次の四つの社会的・経済的要素によって、有能な研究者と技術者は彼らの努力と成功によってフェアな対価を受けている。

第1の要素は、米企業における業績に応じた報酬制度である。

第2の要素は、労働市場における雇用の高い流動性である。

第3の要素は、ベンチャー企業を育成するための容易な資金の調達である。

第4の要素は、大学からベンチャー企業への活発な技術移転である。

米国では、有能な研究者や技術者は、数多くの選択肢を持っている。彼らが著名な会社で働くことを希望し、リスクは求めず、安定した生活と業績に応じた報酬で満足することも一つの選択である。米国の労働市場は、極めて流動的であり、もしある研究者がその会社の待遇と報奨金に不満であれば、より良い待遇の別の会社に再就職することは、実に簡単なことだ。もう一つのシナリオ。もし有能な研究者が会社の待遇が不満で会社を辞めたいと言い出した場合、有能な研究者が辞めるのは会社の損失となるので、他の会社より全体としてもっと望ましい待遇条件を出して引き止める。

会社勤務の研究者、技術者がより高額な報酬を得たければ、自分でベンチャー企業を起ころしてもよいし、ベンチャー企業に就職してもよい。初めは高額なサラリーはもらえず、株式オプションだけかもしれない。スタートアップのベンチャー企業は、金融機関から十分に融資も受けられるし、大学の研究所で生まれた発明の製品化に向けて全力を尽くせばよい。しかし、銘記すべきことは、大きなリスクを負う時、成功の保障はどこにもない、ということである¹⁵⁾。

次のチャートで日本と米国の違いを端的に比較したい。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

低い	社会的・経済的要素	高い
日本	能力給	米国
日本	雇用の流動性	米国
日本	ベンチャー企業の起業容易性	米国
日本	大学発の発明の移転の容易性	米国



[現在の日本の社会変動は、米国型に移行中]

日本が将来、上記のような社会に到達したならば、企業の高額報奨金の支払いはもはや不要となるであろう。その時には、日本の社会システムは、有能な技術者、研究者に適切な待遇と報奨金を提供しているであろう。日本経済は、有能技術者の高い雇用の流動性、適切な能力給の支払い、ベンチャー企業の活発なビジネス活動、大学発の発明の製品化によって活性化すると確信する。この時には、特許法35条3項はもはや不要となり、廃止となるであろう。しかし、以上の私の見解は、現在日本が直面している問題の解決に役立ててはいない。

日本の各界のニーズを満足させるよう、特許法35条3項を再検討し改定する必要があるであろう。しかし、少数の発明者だけを会社の費用で報奨したり、会社の他の従業員や投資家の負担で、報奨すべきではない。この条文の目的は、投資のリスクと収益の再投資をする企業のR&Dリサイクルを認識防衛しながら、研究者、技術者の創造的な意欲を激励する適切な報奨をすることであろう。この目的達成のため、次のような変革が望ましいと考える。

- (a) この条文は、現在と将来に対する指針と予測可能な見通しを提供すべきである。
- (b) この条文は、会社側と従業員の契約、勤務規則が日本の裁判所によって尊重され、権利行使できるように保障されるべきである。ただし、上述の会社規定が明らかに不公平であり、権利行使が重大な不正を生じさせる場合は、それらの会社規定は無視さ

れるべきである。

- (c) この条文は、会社側が従業員に対しては最低必要限度の報奨金支払いに限定し、創造的な発明をする研究者、技術者の優れた業績に対して真に実のある報奨（インセンティブ）をなすべきである。
- (d) この条文は、企業の将来の見込み利益を含めて、企業と個々の従業員／発明者が利益を共有するメカニズムであってはならないことを明確にすべきである。

従業員の創造的努力を適切に報奨するには、いくら報奨金を支払えばよいのであろうか？ 常識のある人は、研究者が中村判決のように途方もない巨額対価で報奨されるべきとは思えないであろう。

従業員は、100万円のボーナスを得る可能性を求めて過大な開発努力をしようとするのであろうか？あるいは、1,000万円又は1億円獲得を目当てに過大な開発努力をしようとするのであろうか？この重要問題についての回答は、日本企業自体が解決しなければならないが、企業経営者とその株主、従業員と研究者が一体となって十分に検討すべきであろう。

2004年2月10日に国会に提出された特許法35条改正案は、完全に一時しのぎの防御的な不完全なもので、米沢氏、中村氏の両判決以降、各界から批判と不満の声が上がっている。改正案では、発明の対価決定についての社内手続の合理性を要求している。合理性の判断基準として、「対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業員等との間で行われる協議の状況」、「対価の額の算定について行われる従業員等からの意見の聴取の状況」を例示しているが、これは根本的に的外れの考え方と言ってよい。東京地方裁判所は、裁判所自体が判断する“相当”と“不当”の定義解釈を基本にして、使用者と従業員間の契約、職務発明や勤務規則を完

全に無視している。この改正案では、何ら問題解決にならない。

改正条文5項によれば、裁判所は、対価が契約、勤務規則等の定めによって決定される場合、“不合理と認められるものであってはならない”と判断する。若しくは、契約又は勤務規則に定めがない場合、相当の対価の額は、“その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して”決定するという。改正条文5項の基本的前提は、会社側と従業員が収益を折半する義務ありとの考えであり、しかも遡及的にかつ将来の不確定な収益にも適用される考え方だ。

6. 結 語

改正案の特許法35条は、日本の今後の技術開発に積極的に貢献する配慮に欠けており、日本の知的財産の世界で今論議されている改正法案の否定的側面についての見解を、真剣に考慮していない。この改正法案のままでは、日本の創造的技術開発の競争力強化にブレーキをかける障害物となるであろう。経済産業省は、社会状況の変化に配慮した上で、より有益な改正法案の作成に取り組むためには、企業経営者、株主、研究者、その他の従業者と共に一体となって十分な討議を行うため、振り出しに戻るべきだと思う。最近の日本の大手新聞の解説にもあり、“企業内の発明に対する対価支払いに関する骨子をどう構築するかについて、社会全体のコンセンサスとして明快な全体像を描くことが出来ないならば、日本再生の期待は減じてしまう”¹⁶⁾。

注 記

- 1) Professor Tamai was comparing the German employee inventor compensation system to the Japanese system: “To some extent, you can

predict the result of litigation in Germany before it starts, so it does not take place. Japan is very different—there are no guidelines, very few cases and no good commentary. The Japanese system is quite stupid, in my opinion.” (“Companies struggle with arcane laws in urgent need of reform,” *The Times* (London), March 10, 2004).

- 2) Japanese newspapers listened and published the plaintiffs’ various explanations, or their own editorial explanations, for the inventor compensation lawsuits, as seen in the following quotes. “Nakamura’s lawsuit stemmed from the recognition that even though Japanese engineers make great contributions, their rewards are extremely low in comparison with their counterparts in Europe and North America.” (*Nihon Keizai Shimbun*, September 20, 2002); “We would like to see the creation of an environment that can foster the birth of superstar inventors and keep them from moving overseas.” (*Yomiuri Shimbun*, September 22, 2002); “Fair compensation for researchers’ inventions is indispensable in order to raise Japan’s competitiveness in creative engineering. …Japan must change itself into a society that rewards inventors better.” (*Asahi Shimbun*, September 23, 2002).
- 3) *Nikkei Business Weekly*, September 1, 2003.
- 4) A more complete history of the executive and legislative developments is contained in the Strategic Program for the Creation, Protection and Exploitation of Intellectual Property, issued by the Intellectual Property Policy Headquarters (July 8, 2003) within the Cabinet Secretariat. This “Policy Headquarters” was established under the Basic Law on Intellectual Property which was enacted in November 2002, based upon the Intellectual Property Policy Outline.
- 5) *Seiji Yonezawa v. Hitachi Ltd.* (Judgment of January 29, 2004, Tokyo High Court); *Masa-yoshi Naruse v. Ajinomoto Co.* (Judgment of February 24, 2004, Tokyo District Court); *Shuji Nakamura v. Nichia Corp.* (Judgment of

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- January 30, 2004, Tokyo District Court).
- 6) “Money is not everything, but I would like to see outstanding researchers celebrated like sports stars.” Interview of Professor Fujio Masuoka, Yomiuri Shimbun, February 24, 2004. Nakamura has also been quoted as saying that salaried employees should be able to obtain huge contracts such as those given to baseball stars Ichiro Suzuki and Hideki Matsui. (“Blue LED inventor awarded 20 billion yen,” The Asahi Shimbun, January 31, 2004).
 - 7) “Hitachi ordered to pay ¥163m to former worker,” Financial Times, FT. com, January 29, 2004.
 - 8) E. Doi, “Has the Japanese Court Sentenced Foreign Investors to Withdraw from Japanese Market?,” Patents & Licensing, Vol.34, No. 1 (IP-L Communications Inc., Tokyo, Japan). Hidetoshi Masunaga, Yonezawa’s lawyer, was quoted as saying that the “influence that [the decision in Yonezawa’s case] will have on elementary school students will be great.” (Mainichi Daily News, Mainichi Interactive, January 29, 2004 (<http://mdn.mainichi.co.jp/news/20040129p2a00m0dm004000c.html>)). Nakamura has similarly been quoted as saying that the decision in his case “gives children a dream toward science.” (“Japanese Court Awards Ex-Worker Millions,” Associated Press Online, January 30, 2004). But as Chairman Kitashiro of Japan IBM explained, “as it is with factories, research labs are also in an age of global competition. If research costs become extremely high in Japan, there will obviously be management decisions that move labs to the United States and Europe. They say that high invention compensation will increase the enthusiasm of researchers, but there will end up being no research facilities in Japan where these researchers can work.” (“The Crisis in Japan as a Technology Nation,” Nikkei Business, March 15, 2004).
 - 9) “The Crisis in Japan as a Technology Nation,” Nikkei Business, March 15, 2004.
 - 10) “Confusion over patent law reform provoked by 20 billion yen ruling,” Nikkei Business, February 9, 2004.
 - 11) For example, “A framework for evaluating creativity is needed,” Yomiuri Shimbun, February 24, 2004.
 - 12) “Firms fear effects of huge awards,” The Nikkei Weekly (Japan), March 15, 2004.
 - 13) “Ajinomoto patent case turns bitter,” The Nikkei Weekly (Japan), March 1, 2004.
 - 14) “Employee inventions and compensation—the importance of the research and effort involved in turning an invention into a product,” Yomiuri Shimbun, February 24, 2004.
 - 15) Nakamura has asserted in the past that engineers in the United States are treated better than Japanese engineers because they are compensated with stock options, but Nakamura’s views ignore the factor of risk. In venture businesses, stock options are often provided as a substitute for high salaries. Almost all venture businesses fail, with only a handful succeeding. Stock options are synonymous with risk, and it is a mistake to think that engineers in the United States are receiving high compensation with little risk.
 - 16) “Economic Forum : In-house invention risk must be addressed,” The Daily Yomiuri (Tokyo), February 10, 2004.

(原稿受領日 2004年4月7日)